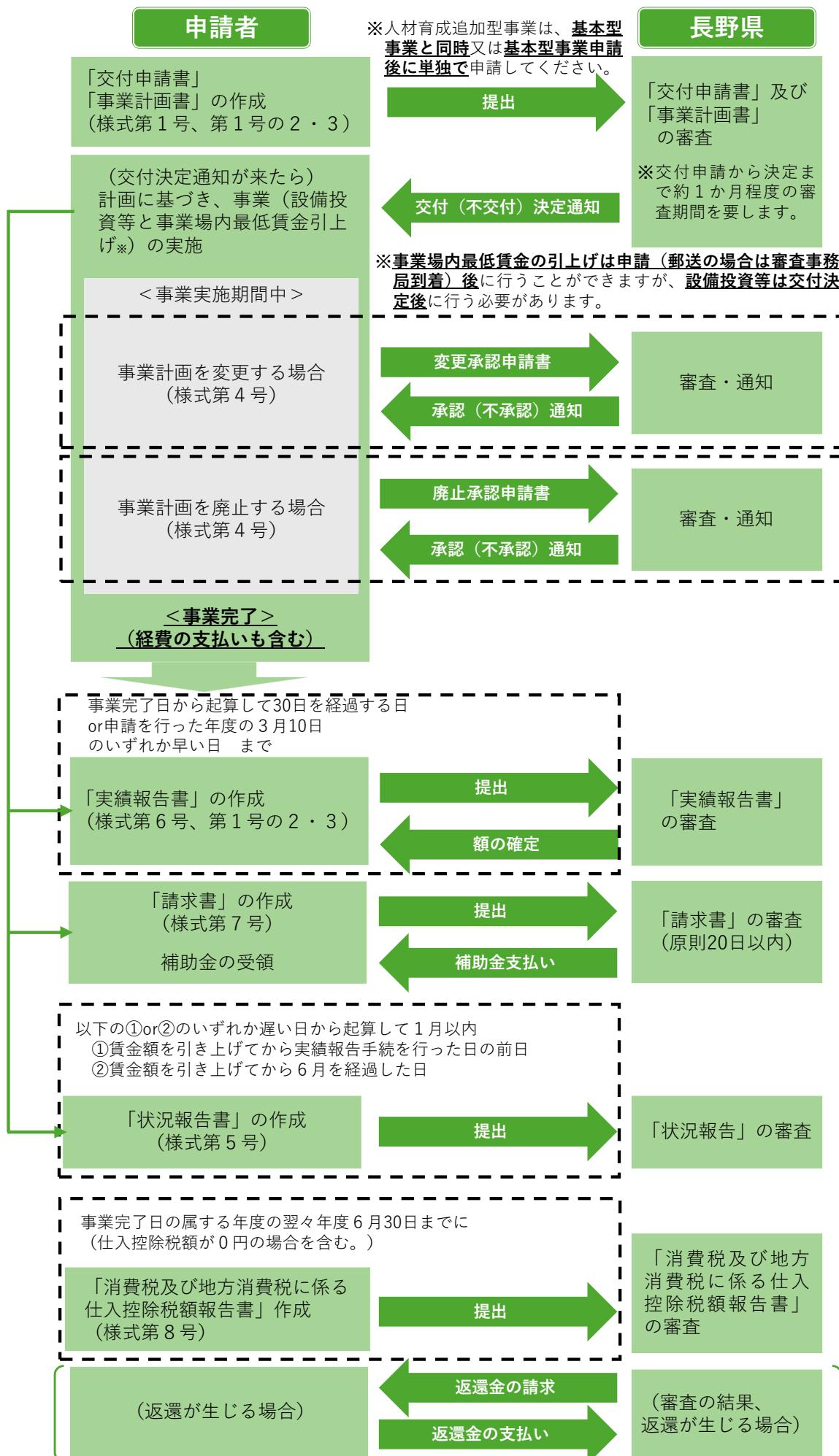


# 1 賃上げ環境整備促進補助金（基本型）申請手続フロー



※人材育成追加型事業は、基本型事業と同時又は基本型事業申請後に単独で申請してください。

提出

交付（不交付）決定通知

※事業場内最低賃金の引上げは申請（郵送の場合は審査事務局到着）後に行なうことができますが、設備投資等は交付決定後に行なう必要があります。

変更承認申請書

承認（不承認）通知

審査・通知

廃止承認申請書

承認（不承認）通知

審査・通知

提出

額の確定

提出

補助金支払い

「実績報告書」の審査

「請求書」の審査 (原則20日以内)

提出

「状況報告」の審査

提出

「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の審査

返還金の請求

返還金の支払い

(審査の結果、返還が生じる場合)

長野県

「交付申請書」及び「事業計画書」の審査

※交付申請から決定まで約1か月程度の審査期間を要します。